

(公印省略)

障 福 号 外
平成30年4月25日

各法人代表者 殿

大分県福祉保健部障害福祉課長

平成30年度障害福祉サービス等の報酬改定に伴う届出等について

標記のことについては、平成30年4月5日付け障福第44号で通知したところですが、現時点での提出状況を鑑み、改めて注意喚起を行うとともに、変更届の提出が必要となっている事業所において、期限までに提出のない事業所については、下記のとおりのお取り扱いとしますので、ご留意願います。

なお、期限までに変更届の提出があった場合については、基本的には事業所から提出された変更届どおりとして登録しますが、確認作業に時間を要することから、後日過誤調整が必要となる場合があるので、ご了承ください。

また、今般の措置については、報酬改定時における事務処理の特例であるので、以後の取扱いは従前どおり、毎月15日までに提出のあったものは翌月から、毎月15日を超えて提出のあったものは翌々月から加算が可能であり、減額となる場合は減額となる原因発生時からとなるので、念のためお知らせします。

記

- 1 就労系、児童系等の事業所で、基本報酬の区分に係る変更届の提出が期限までにない場合は、障害福祉サービス等の基本報酬額の最低ランクとなるものとして、国保連合会の台帳に登録し、期限後に提出があった場合については4月からの遡及適用を認めない
- 2 上記1以外の加算等についても、期限後に提出があった場合については4月からの遡及適用を認めない

担当：施設支援班 事業担当

TEL 097-506-2745